

入札説明書類

件名：医科学研究用霊長類研究支援業務（単価契約）

令和4年2月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書 1 部

②仕様書 1 部

③契約書(案) 1 部

①～③：応札にあつては、内容を熟知すること。

④質疑書 1 部

⑤ご担当者連絡先 1 部

④～⑤：期限(令和4年2月15日)までにメールにて提出すること。

また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑥競争参加資格確認関係書類 1 部

⑦誓約書 2 種

⑧保険料納付に係る申立書 1 部

⑥～⑧：期限(令和4年2月28日)までに提出すること。

⑨入札書 1 部

⑨：1回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。

また、提出期限(令和4年3月1日)を厳守すること。

⑩入札書等記載要領 1 部

⑪入札辞退届 1 部

⑪：応札しない場合、令和4年3月1日までに提出すること。

⑫委任状 1 部

⑬年間委任状 1 部

⑫～⑬：内容を熟知し、該当する場合は、

開札当日(令和4年3月2日)、開札会場へ持参すること。

入札説明書

「医科学研究用霊長類研究支援業務（単価契約）」に係わる入札公告（令和4年2月2日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（平成17規程第7号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（平成17要領第8号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 米田 悦啓

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
霊長類医科学研究センター 保富 康宏、下澤 律浩、
山川 奈津子、浦野 恵美子

2 委託業務内容

- (1) 契約件名 医科学研究用霊長類研究支援業務（単価契約）
- (2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間 自：令和4年4月1日 至：令和5年3月31日
- (4) 納入場所 茨城県つくば市八幡台1-1
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所霊長類医科学研究センター
- (5) 入札方法
入札金額については、検査項目ごとの単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

3 競争参加資格

- (1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）厚生労働省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」のA～Cのいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12

- 月25日閣議決定)の内容について問題がない者であること。
- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。
 - (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
 - (10) 「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。
 - (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- 注）各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

4 提出書類等

(1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和4年2月15日（火）17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

提出先メールアドレス 総務部筑波総務課庶務係 加藤：katou-kuniji@nibiohn.go.jp
内田：ushinya@nibiohn.go.jp

(2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等（※）を令和4年2月28日（月）17時00分までに下記5（1）の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

（※）とは下記の書類である。

- ①資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3（7）を証明する書類
- ④誓約書（3（3）の誓約書及び3（8）の誓約書）
- ⑤保険料納付に係る申立書（3（11）の申立書）。

(3) 入札書

提出期限は令和4年3月1日（火）17時00分（郵送の場合も同様）

詳細は下記5を参照。

(4) 入札辞退届

応札しない場合、**開札前日（令和4年3月1日）**までに提出すること。

(5) 委任状・年間委任状

該当する場合は、**開札当日（令和4年3月2日）**に**開札会場へ持参**すること。

5 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒305-0843

茨城県つくば市八幡台1-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所霊長類医科学研究センター

総務部筑波総務課庶務係

電話：029-837-2121

(2) 入札書等の提出方法

- ①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和4年3月2日開札 医科学研究用霊長類研究支援業務（単価契約） 入札書在中」と記載しなければならない。
- ②郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和4年3月2日開札 医科学研究用霊長類研究支援業務（単価契約） 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記5の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることはできない。
- ④入札書の日付は、提出日を記入すること。

（3）入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

（4）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

（5）代理人による入札

- ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ②入札者又はその代理人は、本件業務委託にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 開札及び落札後の手続き

（1）開札の日時及び場所

令和4年3月2日（水） 10時30分

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所霊長類医科学研究センター
共同利用管理棟セミナー室

（2）開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

（3）落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定

価格の制限の範囲内である者。

③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。

④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。

(4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者がある時は、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

仕 様 書

本仕様書は、医科学研究用霊長類研究支援業務を円滑かつ効果的に遂行するための当該業務及び業務に係る一般的及び技術的な事項について次のとおり定めるものとする。

I 実験動物管理業務

1. 一般的事項

(1) 実験動物管理等業務への協力について

甲は、甲の研究計画書等、実験動物管理等業務に必要な情報を乙に提供する事とする。

(2) 実験動物管理等業務期間中に、動物が死亡又は健康状態が悪化した場合について

ア. 原因不明で動物が死亡又は健康状態が悪化した場合は、乙は、免責とする。

イ. 麻酔薬投与時に動物が死亡又は健康状態が悪化した場合は、乙は免責とする。ただし、当該事故が乙の故意又は過失により発生した場合にはこの限りではない。

ウ. 怪我が原因で動物が死亡又は健康状態が悪化した場合は、乙は免責とする。ただし、当該事故が乙の故意又は過失により発生した場合にはこの限りではない。

エ. 予測不可能な疾病により、動物が死亡又は健康状態が悪化した場合は、乙は免責とする。

オ. 施設の事故により、動物が死亡又は健康状態が悪化した場合は、乙は免責とする。ただし、当該事故が乙の故意又は過失により発生した場合にはこの限りではない。

カ. 明らかな瑕疵により、動物が死亡又は健康状態が悪化した場合は、乙の責任とし、その場合の負担額等については甲と別途協議する。

2. 技術的事項

(1) 健康観察

サルの健康状態や異常の有無等について所定の方式により観察し、その結果を記録する。

(2) 飼料の給餌

1日の給餌は、青果（リンゴ類 100g）、固型飼料（70g）を与える。

(3) 飼育室の清掃

- ア. 医科学実験施設および非感染実験施設では室内に消毒薬を散布した後、飼育ケージ及び床や汚物受架台などを水洗する。
- イ. 感染症実験施設（BSL 2 区域）では、室内に消毒薬を散布した後、飼育ケージ及び床や汚物受架台などを水洗し、再び室内に消毒薬を散布する。
- ウ. 感染症実験施設（BSL 3 区域）において、アイソレーター内の汚物は消毒薬を用いて水洗式に処理する。または汚物トレーを飼育ケージ下に設置し、吸収シートを配置する。吸収シートは定期的に回収し、滅菌後廃棄する。

(4) 治療、処置等

- ア. サルの実験動物管理等業務中に感染症が発生した場合、乙は動物の移動を禁止する等、適切な処置を行う。
- イ. サルに疾病、外傷等の異常が認められた場合は直ちに甲の指示したサル健康管理シートに従って適切な処置を行う。

(5) 施設内における事故発生時の対応

サルによる咬傷、針刺し、サル血液や汚物等の眼および粘膜面への接触、汚染されたサルケージ等による負傷等の事故が発生した場合は、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所病原体等安全管理規程」並びに「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所霊長類医科学研究センター事故対応に関する細則」に従い適切な処置を行う。

(6) 動物室作業終了時の点検

作業終了時の点検は次の点に留意して行う。

- ア. 動物の異常の有無（逃亡、外傷、死亡等）。
- イ. 架台へのケージ装着異常の有無（脱落、ズレ等）。
- ウ. ケージの施錠。
- エ. 自動給水装置への水の供給と漏水の有無。
- オ. 動物室前、後室扉の閉鎖。
- カ. 室内の空調等異常の有無。

(7) 飼育環境の点検、維持

飼育環境の点検、維持は次の点に留意して行う。

- ア. 各室の温度、湿度、給水装置等。
- イ. 各飼育室内の適正温度・湿度は、

旧世界ザルについては $25 \pm 2^{\circ}\text{C}$ 、 $55 \pm 5\%$

- ウ. 飼育室の照明は12時間点灯（午前7時～午後7時）、12時間消灯の自動切換装置により管理。

II 研究支援業務

1. 一般的事項

(1) 研究支援業務への協力について

甲は、甲の研究計画書等、研究支援に必要な情報を乙に提供する事とする。

(2) 研究支援業務遂行中（定期健康診断を含む。以下同じ。）に、動物が死亡又は健康状態が悪化した場合について

ア. 原因不明で動物が死亡又は健康状態が悪化した場合は、乙は、免責とする。

イ. 麻酔薬投与時に動物が死亡又は健康状態が悪化した場合は、乙は免責とする。ただし、当該事故が乙の故意又は過失により発生した場合にはこの限りではない。

ウ. 甲又は甲の指示に基づく乙の処置や怪我が原因で、動物が死亡又は健康状態が悪化した場合は、乙は免責とする。ただし、当該事故が乙の故意又は過失により発生した場合にはこの限りではない。

エ. 予測不可能な疾病により、動物が死亡又は健康状態が悪化した場合は、乙は免責とする。

オ. 施設の事故により、動物が死亡又は健康状態が悪化した場合は、乙は免責とする。ただし、当該事故が乙の故意又は過失により発生した場合にはこの限りではない。

カ. 明らかな研究支援業務遂行中の瑕疵により、動物が死亡又は健康状態が悪化した場合は、乙の責任とし、その場合の負担額等については甲と別途協議する。

(3) 研究支援

共同利用施設（医科学実験施設、感染症実験施設）霊長類医科学研究センターで行われる甲の研究が効率的に進められるように、乙は研究支援を行うものとする。

ア. 甲は乙に研究計画および委託する研究支援内容について提示する。

- イ. 甲は研究実施日の1週間前に研究スケジュールを乙に連絡する。
- ウ. 甲の都合により研究の予定が変更した場合は、甲は速やかに乙に連絡する。
- エ. 施設異常等又は乙の都合により研究の予定が変更した場合は、乙は速やかに甲に連絡する。
- オ. 研究支援内容等については「医学実験用サル類研究支援業務実施要領」に従って行う。
- カ. 「医学実験用サル類研究支援業務実施要領」に記載されていない研究支援内容については甲と乙が協議のうえ実施する。
- キ. 研究支援業務遂行中に動物の健康状態が悪化した場合、乙は動物福祉に配慮し適切な処置を行う。

(4) 施設内における事故発生時の対応

サルによる咬傷、針刺し、サル血液や汚物等の眼および粘膜面への接触、汚染されたサルケージ等による負傷等の事故が発生した場合は、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所病原体等安全管理規程」並びに「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所霊長類医科学研究センター事故対応に関する細則」に従い適切な処置を行う。

(5) 研究支援業務の終了

乙の業務は研究支援業務委託期間終了をもって終了する。

2. 技術的な事項

(1) 保定について

実験処置を施すために必要に応じて挾体装置やモンキーチェアなどを使い無麻酔で保定する。

(2) 麻酔について

塩酸ケタミン、キシラジン、ペントバルビタール等の麻酔薬を使用して動物を鎮静させる。

(3) 材料採取について

各種器具を用いて動物から便、尿、精液、咽頭ぬぐい液、血液、骨髓液などの検査材料を採取する。

(4) 投与について

経口、経鼻、経静脈あるいは経皮的に体内に物質を投与する。

(5) 注射について

筋肉内、皮下、皮内に注射あるいは点滴により薬液を注入する。

- (6) 観察について
目視により動物の食欲、活動性、便性状、雌においてはメンスの発現の有無等を観察する。
- (7) 処置について
治療、浣腸、薬浴、カテーテル留置、放射線照射、死体処理、入れ墨、人工授精、気管内洗浄、犬歯抜歯（カット）などの処置を行う。
- (8) 解剖について
肉眼所見の記載、写真撮影、臓器分配（脳、脊髄摘出を含む）、死体処理などを行う。
- (9) 手術について
皮膚バイオプシー、中心静脈カテーテル留置手術、採卵手術、体表リンパ節摘出手術、帝王切開手術、試験開腹手術などを行う。
- (10) 実験補助について
手術、解剖、処置、各種測定等の実験補助を行う。
- (11) 生体機能検査について
ツベルクリン反応試験、尿検査、血糖値測定、糖負荷試験、レントゲン撮影、レントゲン透視検査、骨量測定、体脂肪率測定、超音波断層検査、超音波妊娠診断、心臓ドプラー超音波検査、腹腔鏡検査、眼底撮影、眼圧測定、網膜電位測定、心電図測定、血圧測定、皮質脳波測定、MRI撮像などの各種検査を行う。
- (12) サンプル前後処理について
血清血漿分離保存、サンプル送付、凍結切片用ブロック作成、血液照射、血液塗沫標本作製などを行う。
- (13) 特別動物管理について
新生仔人工哺育管理、ICU飼育管理、ケミカルハザード飼育管理、バイオハザード飼育管理などを行う。

Ⅲ その他

- (1) 検査項目詳細
別紙検査項目表のとおり。
- (2) 管理項目詳細
別紙管理項目表のとおり。
- (3) 予定数量
別紙予定数量表のとおり。
なお、管理料については、共同研究の対象となる霊長類にのみ料金

が発生するものとする。

(4) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(5) 特記事項

ア. 研究の進捗によりG L P対応が必要な場合、または、本項目に記載がない内容を委託する必要がある場合は、甲と乙が協議のうえ実施する。

イ. 各項目内容を実施するにあたり、備品および高額機器などを使用する必要がある場合は、甲と乙が協議のうえ実施する。

令和4年度研究支援業務項目予定数量表

項番	項目	摘要	数量
研究サンプル採取等関係（各操作に関わる動物処理、すなわち麻酔、保定なども一連の操作として扱う）			
1	採便（落下便）	落下便の採材あるいは動物の肛門から綿棒等で直接便を採材	1117
2	採尿	カテーテル、ゾンデ等を用いて膀胱内の尿を採取	32
3	自然排出尿採取	採尿架台をセットし自然排出尿を回収	17
4	採血A	血液量12ml以下を採取	2120
5	採血B	血液量12ml超、30ml以下を採取	25
6	採血C	血液量30ml超、60ml以下を採取	25
7	採血D	安楽死を行う場合に、心臓より血液を採取	45
8	採血E	血液量0.5ml程度のツパイ等を想定した特殊動物からの採血	0
9	ぬぐい液採取	滅菌綿棒により咽頭部粘液あるいは鼻腔部粘液を採取	2116
10	脊髄液採取	腰椎穿刺により脳脊髄液を採取	227
11	骨髄液採取	腸骨、座骨穿刺により採取	60
12	精液採取	電気刺激装置による精液採取	12
13	アフエレーシス	動脈血を回収し、体外循環装置を経由して、単核球を分離後静脈より血液を返血	0
14	腹膜透析	留置した腹腔カテーテルを経由して実施	2
15	気管内洗浄	気管を洗浄することで肺胞内細胞の採取等を行う	47
16	胃液採取	アスピレーター等を用いて胃液を採取する	2
17	サンプル採取等A	採血Aと体重測定	22
18	サンプル採取等B	採血Bと体重測定	118
19	サンプル採取等C	採血Cと体重測定	17
20	サンプル採取等D	精液採取と体重測定	2
21	サンプル採取等E	眼底撮影と体重測定	3
投与等関係（各操作に関わる動物処理、すなわち麻酔、保定なども一連の操作として扱う）			
22	経口投与A	薬物を飼料に塗布もしくは埋め込んで投与	210
23	経口投与B	口腔内に直接投与	11
24	経口投与C	経口または経鼻で栄養カテーテルにより胃内投与	102
25	経口投与D	ミルクに溶かしての経口投与（ツパイ等を想定した特殊動物を対象とすることあり）	2
26	点眼	薬液を点眼投与	3

項番	項目	摘要	数量
27	鼻腔内投与	点鼻もしくは鼻腔内注入により投与	5
28	腹腔内投与	腹腔内に投与	2
29	気管内投与	気管内に器具を挿管し投与	109
30	筋肉内投与A	筋肉内注射により投与(1ml程度)	452
31	筋肉内投与B	筋肉内注射により投与(5ml程度)	17
32	筋肉内投与C	筋肉内注射により投与(10ml以上)	5
33	皮下投与A	皮下注射により投与(1ml程度)	322
34	皮下投与B	皮下注射により投与(5ml程度)	627
35	皮下投与C	皮下注射により投与(10ml以上)	5
36	皮内注射A	皮下注射により投与(0.1ml程度)	25
37	皮内注射B	皮下注射により投与(0.5ml程度)	5
38	皮内注射C	皮下注射により投与(1ml以上)	17
39	静脈内投与A	静脈内注射により投与(1ml程度)	58
40	静脈内投与B	静脈内注射により投与(5ml程度)	17
41	静脈内投与C	静脈内注射により投与(10ml以上)	27
42	静脈内投与D	特殊な装置を用いる、特殊な場所に投与するなど	17
43	点滴投与A	静脈内への点滴(10分程度)	28
44	点滴投与B	静脈内への点滴(1時間程度)	17
45	点滴投与C	静脈内への点滴(3時間以上)	5
46	点滴投与D	特殊な装置を用いる、特殊な場所に投与するなど	5
47	輸血	留置針を留置し輸血	17
観察、測定等関係（各操作に関わる動物処理、すなわち麻酔、保定なども一連の操作として扱う）			
48	外部保定検診	触診等による外部保定検診、口腔内検査、聴診および視診	17
49	指定行動観察A	指定行動項目についての観察、記録（5分程度）	1203
50	指定行動観察B	指定行動項目についての観察、記録（30分程度）	3
51	指定行動観察C	指定行動項目についての観察、記録（1時間程度）	3
52	指定行動観察D	ビデオ撮影を伴う、長時間観察など	3
53	尿量、飲水量測定	採尿架台および飲水バック等をセットし1日の飲水量、尿量を測定	2
54	体重測定A	体重の測定	125

項番	項目	摘要	数量
55	体重測定B	巣箱を使用したツパイ等を想定した特殊動物の体重測定など	2
56	体温測定	直腸温の測定	122
57	ツベルクリン反応試験	ツベルクリン液皮内接種、コントロールとして対側へのフェノール/PBSを皮内接種、24時間、48時間、72時間後の判定	7
解剖関係（動物処理、麻酔、保定、安楽殺、などが必要な事項については一連の操作として扱う）			
58	解剖A	肉眼所見の検索、記載、指定臓器の摘出と分配（30分程度）	62
59	解剖B	肉眼所見の検索、記載、指定臓器の摘出と分配（1時間程度）	63
60	解剖C	肉眼所見の検索、記載、指定臓器の摘出と分配（2時間以上）	23
61	解剖D	特殊な個体、特殊な観察項目などを有する	2
外科的手技関係（各操作に関わる動物処理、すなわち麻酔、保定なども一連の操作として扱う）			
62	皮膚バイオプシー	皮膚組織を採取	33
63	中心静脈カテーテル留置手術	頸静脈から心臓へのカテーテル留置手術、透視造影でカテーテル挿入位置を確認	0
64	体表リンパ節摘出術	鼠径または腋窩リンパ節を摘出	82
65	帝王切開	術前の胎子の心拍確認、帝王切開による胎仔摘出、蘇生	3
66	試験開腹手術	腹腔内の状態の観察、簡単な処置	1
67	犬歯処置	上顎犬歯のカットあるいは抜歯および下顎犬歯の研磨	10
68	骨髓採取術	吸入麻酔下で、腸骨、坐骨からの50ml程度の骨髓液採取手術	17
69	腹腔鏡操作	腹腔鏡を用いて腹腔内の簡単な観察、処置	3
70	開腹手術A	一般的な開腹を伴う手術（15分程度）	5
71	開腹手術B	一般的な開腹を伴う手術（30分程度）	5
72	開腹手術C	一般的な開腹を伴う手術（1時間程度）	2
73	開腹手術D	一般的な開腹を伴う手術（2時間以上程度）	3
74	手術助手A	15分程度の手術の助手	7
75	手術助手B	30分程度の手術の助手	8
76	手術助手C	1時間程度の手術の助手	8
77	手術助手D	2時間以上の手術の助手	4
非外科的な動物への操作（各操作に関わる動物処理、すなわち麻酔、保定なども一連の操作として扱う）			
78	肛門からのアプローチA	肛門からの簡単なアプローチを伴う処置（浣腸、カテーテル挿入など）	32
79	肛門からのアプローチB	特殊な技術を要する肛門からのアプローチを伴う処置	5
80	外用薬塗布	外用薬等の患部への塗布	5

項番	項目	摘要	数量
81	薬浴	全身の薬浴	5
82	人工授精	精液を採取し、ゾンデを子宮内あるいは膈内に挿入して精液を注入するまでの一連の操作	12
画像撮影等関係（各操作に関わる動物処理、すなわち麻酔、保定なども一連の操作として扱う）			
83	レントゲン関連操作A	レントゲン撮影、フィルム現像など（15分程度）	5
84	レントゲン関連操作B	レントゲン撮影、フィルム現像など（30分程度）	5
85	レントゲン関連操作C	レントゲン撮影、フィルム現像など（1時間程度）	2
86	レントゲン関連操作D	レントゲン撮影、フィルム現像など（2時間以上）	2
87	画像撮影装置関連操作A	MRIやCT等の画像撮影装置の操作と画像データの保存等（30分程度）	564
88	画像撮影装置関連操作B	MRIやCT等の画像撮影装置の操作と画像データの保存等（60分程度）	6
89	画像撮影装置関連操作C	MRIやCT等の画像撮影装置の操作と画像データの保存等（2時間程度）	103
90	画像撮影装置関連操作D	MRIやCT等の画像撮影装置の操作と画像データの保存等（3時間以上）	102
91	気管支鏡観察	気管支鏡を用いて、観察、投与、サンプル採取を行う	14
92	超音波断層装置関連操作A	超音波診断装置を用いた操作（15分程度）	16
93	超音波断層装置関連操作B	超音波診断装置を用いた操作（30分程度）	3
94	超音波断層装置関連操作C	超音波診断装置を用いた操作（1時間程度）	0
95	超音波断層装置関連操作D	超音波診断装置を用いた操作（2時間以上程度）	0
96	腹腔鏡関連操作A	腹腔鏡を用いた腹腔内の観察、処置（30分程度）	2
97	腹腔鏡関連操作B	腹腔鏡を用いた腹腔内の観察、処置（1時間程度）	3
98	腹腔鏡関連操作C	腹腔鏡を用いた腹腔内の観察、処置（2時間程度）	2
99	腹腔鏡関連操作D	腹腔鏡を用いた腹腔内の観察、処置（長時間を要する特殊な技術を伴う場合）	2
100	眼底撮影	眼底カメラを用いて眼底撮影	3
101	眼圧測定	眼圧計を用いて眼圧測定	2
102	網膜電位	誘発脳波計を用いて網膜電位の測定	3
103	心電図、血圧測定	生体モニター装置を用いて肢誘導による心電図計測、非観血的血圧測定	3
104	皮質脳波測定	誘発脳波計を用いて6誘導による皮質脳波を記録	1
105	誘発脳波測定	誘発脳波計を用いて聴覚脳幹部誘発電位、光刺激視覚誘発電位、体性感覚誘発電位等の測定	0
細菌、ウイルス等検査関係			
106	赤痢菌	培養同定検査・抗原同定検査	2
107	サルモネラ	培養同定検査・抗原同定検査	2

項番	項目	摘要	数量
108	大腸菌抗原同定	培養同定検査・抗原同定検査	2
109	結核菌	TBGL抗体検査	12
110	薬剤感受性試験A	1菌種3薬剤	2
111	薬剤感受性試験B	2菌種3薬剤	2
112	薬剤感受性試験C	3菌種3薬剤	2
113	蠕虫卵	ホルマリン・エチル沈殿法	2
114	赤痢アメーバ	トリクロム染色標本検査	2
115	ミクロフィラリア	Knott法	2
116	マラリア	塗抹標本検査	2
117	MV	麻疹ウイルス；赤血球凝集抑制試験	2
118	HSV-1	単純ヘルペスウイルス；免疫酵素抗体法	2
119	BV	Bウイルス；免疫酵素抗体法	2
120	SIV	サルエイズウイルス；間接蛍光抗体法または免疫酵素抗体法	2
121	Filo	フィロウイルス：エボラ、マールブルグウイルス；免疫酵素抗体法	2
122	SRV/D (PCR)	サルD型レトロウイルス；PCR法	2
123	SRV/D (WB)	サルD型レトロウイルス；ウエスタンブロット法	2
124	SRV/D (PCR+WB)	サルD型レトロウイルス；PCR法とウエスタンブロット法の両方を行う	2
125	SVV	サル水痘ウイルス；間接蛍光抗体法または免疫酵素抗体法	2
126	STLV	サルT細胞白血病ウイルス；免疫酵素抗体法	12
127	S-EBV	サル伝染性単核症ウイルス；間接蛍光抗体法	2
128	CMV	サイトメガロウイルス；間接蛍光抗体法または免疫酵素抗体法	2
129	<i>H. t</i>	ヘルペスタマリヌス；間接蛍光抗体法	2
130	<i>H. s</i>	ヘルペスサイミリー；間接蛍光抗体法	2
血液、生化学、尿等検査関係			
131	血算	WBC、RBC、HGB、HCT、PLTなど、15項目程度	2171
132	生化学 1項目	TP、ALB、A/G、BUN、GLU、T-CHO、F-CHO、TG、P、Ca、GOT、GPT、ALP、CPK、LDH、Fe、CRP、CRE、T-BIL、D-BIL、I-BIL、Na、K、Clの中から選択	20
133	生化学 2項目	TP、ALB、A/G、BUN、GLU、T-CHO、F-CHO、TG、P、Ca、GOT、GPT、ALP、CPK、LDH、Fe、CRP、CRE、T-BIL、D-BIL、I-BIL、Na、K、Clの中から選択	20
134	生化学 3項目	TP、ALB、A/G、BUN、GLU、T-CHO、F-CHO、TG、P、Ca、GOT、GPT、ALP、CPK、LDH、Fe、CRP、CRE、T-BIL、D-BIL、I-BIL、Na、K、Clの中から選択	20
135	生化学 4項目	TP、ALB、A/G、BUN、GLU、T-CHO、F-CHO、TG、P、Ca、GOT、GPT、ALP、CPK、LDH、Fe、CRP、CRE、T-BIL、D-BIL、I-BIL、Na、K、Clの中から選択	20

項番	項目	摘要	数量
136	生化学 5～7項目	TP、ALB、A/G、BUN、GLU、T-CHO、F-CHO、TG、P、Ca、GOT、GPT、ALP、CPK、LDH、Fe、CRP、CRE、T-BIL、D-BIL、I-BIL、Na、K、Clの中から選択	40
137	生化学 8～9項目	TP、ALB、A/G、BUN、GLU、T-CHO、F-CHO、TG、P、Ca、GOT、GPT、ALP、CPK、LDH、Fe、CRP、CRE、T-BIL、D-BIL、I-BIL、Na、K、Clの中から選択	40
138	生化学 10～14項目	TP、ALB、A/G、BUN、GLU、T-CHO、F-CHO、TG、P、Ca、GOT、GPT、ALP、CPK、LDH、Fe、CRP、CRE、T-BIL、D-BIL、I-BIL、Na、K、Clの中から選択	620
139	生化学 15～19項目	TP、ALB、A/G、BUN、GLU、T-CHO、F-CHO、TG、P、Ca、GOT、GPT、ALP、CPK、LDH、Fe、CRP、CRE、T-BIL、D-BIL、I-BIL、Na、K、Clの中から選択	152
140	生化学 20項目以上	TP、ALB、A/G、BUN、GLU、T-CHO、F-CHO、TG、P、Ca、GOT、GPT、ALP、CPK、LDH、Fe、CRP、CRE、T-BIL、D-BIL、I-BIL、Na、K、Clの中から選択	112
141	インシュリン	免疫酵素抗体法	10
142	HbA1c	ラテックス凝集法	100
143	血液凝固系検査	PT、APTT、フィブリノーゲン	35
144	mCG	免疫酵素抗体法	2
145	CA125	免疫酵素抗体法	10
146	尿検査	尿検査試験紙による判定、記録	32
147	血糖値測定	グルコスターを用いてグルコスティックによる血糖値簡易定量	10
148	糖負荷試験	塩酸ケタミンによる麻酔下で試験前採血および50%グルコース1ml/kg静脈内注射後10、20、30、60、90分後採血	2
149	血清、血漿分離、保存	10サンプルまでの処理	95
その他			
150	サンプル送付	検体の梱包、送付準備	23
151	飼育管理A	非繁殖関連かつ非感染症関連施設において飼育管理支援を依頼することがあった場合を想定（旧世界ザル）。1頭1日あたりの単価。	12
152	飼育管理B	非繁殖関連かつ感染症関連施設において飼育管理支援を依頼することがあった場合を想定（旧世界ザル）。1頭1日あたりの単価。	37
153	飼育管理C	繁殖関連施設において飼育管理支援を依頼することがあった場合を想定（旧世界ザル）。1頭1日あたりの単価。	3
154	飼育管理D	非繁殖関連施設において飼育管理支援を依頼することがあった場合を想定（新世界ザル）。1頭1日あたりの単価。	2
155	飼育管理E	繁殖関連施設において飼育管理支援を依頼することがあった場合を想定（新世界ザル）。1頭1日あたりの単価。	2
156	飼育管理F	非繁殖関連施設において飼育管理支援を依頼することがあった場合を想定（ツパイ等を想定した特殊動物）。1頭1日あたりの単価。	2
157	飼育管理G	繁殖関連施設において飼育管理支援を依頼することがあった場合を想定（ツパイ等を想定した特殊動物）。1頭1日あたりの単価。	2
158	飼育管理H	非繁殖関連施設において飼育管理支援を依頼することがあった場合を想定（通常の2倍以上の労力を要する特殊管理）。1頭1日あたりの単価。	2
159	飼育管理I	繁殖関連施設において飼育管理支援を依頼することがあった場合を想定（通常の2倍以上の労力を要する特殊管理）。1頭1日あたりの単価。	2
160	ヘパフィルター交換	感染症実験施設アイソレーターのヘパフィルター交換作業 1枚あたりの単価	92
161	人工ほ育A	研究用として支援を受けることがあった場合を想定（旧世界ザル）。調乳と授乳。1頭1日あたりの単価。	2
162	人工ほ育B	研究用として支援を受けることがあった場合を想定（新世界ザル）。調乳と授乳。1頭1日あたりの単価。	2
163	人工ほ育C	研究用として支援を受けることがあった場合を想定（ツパイ等を想定した特殊動物）。調乳と授乳。1頭1日あたりの単価。	2

項番	項目	摘要	数量
164	導入検疫A	外部からサルを導入するための検疫があった場合を想定（繁殖関連施設に導入する場合）。1頭あたりの値段。	2
165	導入検疫B	外部からサルを導入するための検疫があった場合を想定（非繁殖関連施設に導入する場合）。1頭あたりの値段。	2
166	導入検疫C	外部からサルを導入するための検疫があった場合を想定（非繁殖関連施設に導入する場合で通常の2倍程度の労力を要する技術が伴う場合）。1頭あたりの値段。	3
167	ラボワークA	実験室での実験サポート（10分程度）	111
168	ラボワークB	実験室での実験サポート（30分程度）	121
169	ラボワークC	実験室での実験サポート（1時間程度）	46
170	ラボワークD	実験室での実験サポート（2時間以上）：1名1時間あたりの値段	56
171	動物室内実験サポートA	動物室での実験サポート（10分程度）	51
172	動物室内実験サポートB	動物室での実験サポート（30分程度）	51
173	動物室内実験サポートC	動物室での実験サポート（1時間程度）	36
174	動物室内実験サポートD	動物室での実験サポート（2時間以上）：1名1時間あたりの値段	65

質 疑 書

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 米田 悦啓 殿

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

霊長類医科学研究センター 保富 康宏 殿 下澤 律浩 殿
山川 奈津子 殿 浦野 恵美子 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 医科学研究用霊長類研究支援業務 (単価契約)

上記件名の調達にかかる質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限 : 令和4年2月15日 (火) 17時00分

提出先メールアドレス : 総務部筑波総務課庶務係 [加藤 : katou-kuni@nibiohn.go.jp](mailto:katou-kuni@nibiohn.go.jp)

[内田 : ushinya@nibiohn.go.jp](mailto:ushinya@nibiohn.go.jp)

ご担当者連絡先

件名：医科学研究用霊長類研究支援業務（単価契約）

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和4年2月15日（火）17時00分

提出先メールアドレス：総務部筑波総務課庶務係 加藤：katou-kuniji@nibiohn.go.jp

内田：ushinya@nibiohn.go.jp

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
 - 2 誓約書 (2種類)
 - 3 保険料納付に係る申立書
 - 4 その他参考資料
会社履歴書等
- 提出部数 各1部
 - 提出期限 令和4年2月28日(月)17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 米田 悦啓 殿

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

霊長類医科学研究センター 保富 康宏 殿 下澤 律浩 殿

山川 奈津子 殿 浦野 恵美子 殿

誓 約 書

弊社は、「医科学研究用霊長類研究支援業務（単価契約）」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 米田 悦啓 殿

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
霊長類医科学研究センター 保富 康宏 殿 下澤 律浩 殿
山川 奈津子 殿 浦野 恵美子 殿

誓 約 書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所
商号又は名称

及び代表者氏名

印

(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和____年____月____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 米田 悦啓 殿

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
霊長類医科学研究センター 保富 康宏 殿 下澤 律浩 殿
山川 奈津子 殿 浦野 恵美子 殿

入札書

件名 医科学研究用霊長類研究支援業務（単価契約）

金 _____ 円也

※（内訳は入札書別紙のとおり）

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

（競争参加者）

住 所

称号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 米田 悦啓 殿

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

霊長類医科学研究センター 保富 康宏 殿

山川 奈津子 殿

下澤 律浩 殿

浦野 恵美子 殿

入札書別紙

令和4年度医科学研究用霊長類研究支援業務

(単位：円、税抜)

項番	項目	摘要	数量	入札単価
研究サンプル採取等関係（各操作に関わる動物処理、すなわち麻酔、保定なども一連の操作として扱う）				
1	採便（落下便）	落下便の採材あるいは動物の肛門から綿棒等で直接便を採材	1,117	
2	採尿	カテーテル、ゾンデ等を用いて膀胱内の尿を採取	32	
3	自然排出尿採取	採尿架台をセットし自然排出尿を回収	17	
4	採血A	血液量12ml以下を採取	2,120	
5	採血B	血液量12ml超、30ml以下を採取	25	
6	採血C	血液量30ml超、60ml以下を採取	25	
7	採血D	安楽死を行う場合に、心臓より血液を採取	45	
8	採血E	血液量0.5ml程度のツパイ等を想定した特殊動物からの採血	0	
9	ぬぐい液採取	滅菌綿棒により咽頭部粘液あるいは鼻腔部粘液を採取	2,116	
10	脊髄液採取	腰椎穿刺により脳脊髄液を採取	227	
11	骨髄液採取	腸骨、座骨穿刺により採取	60	
12	精液採取	電気刺激装置による精液採取	12	
13	アフエレーシス	動脈血を回収し、体外循環装置を経由して、単核球を分離後静脈より血液を返血	0	
14	腹膜透析	留置した腹腔カテーテルを経由して実施	2	
15	気管内洗浄	気管を洗浄することで肺胞内細胞の採取等を行う	47	
16	胃液採取	アスピレーター等を用いて胃液を採取する	2	
17	サンプル採取等A	採血Aと体重測定	22	
18	サンプル採取等B	採血Bと体重測定	118	
19	サンプル採取等C	採血Cと体重測定	17	
20	サンプル採取等D	精液採取と体重測定	2	
21	サンプル採取等E	眼底撮影と体重測定	3	
投与等関係（各操作に関わる動物処理、すなわち麻酔、保定なども一連の操作として扱う）				
22	経口投与A	薬物を飼料に塗布もしくは埋め込んで投与	210	
23	経口投与B	口腔内に直接投与	11	
24	経口投与C	経口または経鼻で栄養カテーテルにより胃内投与	102	
25	経口投与D	ミルクに溶かしての経口投与（ツパイ等を想定した特殊動物を対象とすることあり）	2	
26	点眼	薬液を点眼投与	3	

項番	項目	摘要	数量	入札単価
27	鼻腔内投与	点鼻もしくは鼻腔内注入により投与	5	
28	腹腔内投与	腹腔内に投与	2	
29	気管内投与	気管内に器具を挿管し投与	109	
30	筋肉内投与A	筋肉内注射により投与(1ml程度)	452	
31	筋肉内投与B	筋肉内注射により投与(5ml程度)	17	
32	筋肉内投与C	筋肉内注射により投与(10ml以上)	5	
33	皮下投与A	皮下注射により投与(1ml程度)	322	
34	皮下投与B	皮下注射により投与(5ml程度)	627	
35	皮下投与C	皮下注射により投与(10ml以上)	5	
36	皮内注射A	皮下注射により投与(0.1ml程度)	25	
37	皮内注射B	皮下注射により投与(0.5ml程度)	5	
38	皮内注射C	皮下注射により投与(1ml以上)	17	
39	静脈内投与A	静脈内注射により投与(1ml程度)	58	
40	静脈内投与B	静脈内注射により投与(5ml程度)	17	
41	静脈内投与C	静脈内注射により投与(10ml以上)	27	
42	静脈内投与D	特殊な装置を用いる、特殊な場所に投与するなど	17	
43	点滴投与A	静脈内への点滴(10分程度)	28	
44	点滴投与B	静脈内への点滴(1時間程度)	17	
45	点滴投与C	静脈内への点滴(3時間以上)	5	
46	点滴投与D	特殊な装置を用いる、特殊な場所に投与するなど	5	
47	輸血	留置針を留置し輸血	17	
観察、測定等関係(各操作に関わる動物処理、すなわち麻酔、保定なども一連の操作として扱う)				
48	外部保定検診	触診等による外部保定検診、口腔内検査、聴診および視診	17	
49	指定行動観察A	指定行動項目についての観察、記録(5分程度)	1,203	
50	指定行動観察B	指定行動項目についての観察、記録(30分程度)	3	
51	指定行動観察C	指定行動項目についての観察、記録(1時間程度)	3	
52	指定行動観察D	ビデオ撮影を伴う、長時間観察など	3	
53	尿量、飲水量測定	採尿架台および飲水バック等をセットし1日の飲水量、尿量を測定	2	
54	体重測定A	体重の測定	125	

項番	項目	摘要	数量	入札単価
55	体重測定B	巣箱を使用したツパイ等を想定した特殊動物の体重測定など	2	
56	体温測定	直腸温の測定	122	
57	ツベルクリン反応試験	ツベルクリン液皮内接種、コントロールとして対側へのフェノール/PBSを皮内接種、24時間、48時間、72時間後の判定	7	
解剖関係（動物処理、麻酔、保定、安楽殺、などが必要な事項については一連の操作として扱う）				
58	解剖A	肉眼所見の検索、記載、指定臓器の摘出と分配（30分程度）	62	
59	解剖B	肉眼所見の検索、記載、指定臓器の摘出と分配（1時間程度）	63	
60	解剖C	肉眼所見の検索、記載、指定臓器の摘出と分配（2時間以上）	23	
61	解剖D	特殊な個体、特殊な観察項目などを有する	2	
外科的手技関係（各操作に関わる動物処理、すなわち麻酔、保定なども一連の操作として扱う）				
62	皮膚バイオプシー	皮膚組織を採取	33	
63	中心静脈カテーテル留置手術	頸静脈から心臓へのカテーテル留置手術、透視造影でカテーテル挿入位置を確認	0	
64	体表リンパ節摘出術	鼠径または腋窩リンパ節を摘出	82	
65	帝王切開	術前の胎子の心拍確認、帝王切開による胎仔摘出、蘇生	3	
66	試験開腹手術	腹腔内の状態の観察、簡単な処置	1	
67	犬歯処置	上顎犬歯のカットあるいは抜歯および下顎犬歯の研磨	10	
68	骨髓採取術	吸入麻酔下で、腸骨、坐骨からの50ml程度の骨髓液採取手術	17	
69	腹腔鏡操作	腹腔鏡を用いて腹腔内の簡単な観察、処置	3	
70	開腹手術A	一般的な開腹を伴う手術（15分程度）	5	
71	開腹手術B	一般的な開腹を伴う手術（30分程度）	5	
72	開腹手術C	一般的な開腹を伴う手術（1時間程度）	2	
73	開腹手術D	一般的な開腹を伴う手術（2時間以上程度）	3	
74	手術助手A	15分程度の手術の助手	7	
75	手術助手B	30分程度の手術の助手	8	
76	手術助手C	1時間程度の手術の助手	8	
77	手術助手D	2時間以上の手術の助手	4	
非外科的な動物への操作（各操作に関わる動物処理、すなわち麻酔、保定なども一連の操作として扱う）				
78	肛門からのアプローチA	肛門からの簡単なアプローチを伴う処置（浣腸、カテーテル挿入など）	32	
79	肛門からのアプローチB	特殊な技術を要する肛門からのアプローチを伴う処置	5	
80	外用薬塗布	外用薬等の患部への塗布	5	

項番	項目	摘要	数量	入札単価
81	薬浴	全身の薬浴	5	
82	人工授精	精液を採取し、ゾンデを子宮内あるいは膣内に挿入して精液を注入するまでの一連の操作	12	
画像撮影等関係（各操作に関わる動物処理、すなわち麻酔、保定なども一連の操作として扱う）				
83	レントゲン関連操作A	レントゲン撮影、フィルム現像など（15分程度）	5	
84	レントゲン関連操作B	レントゲン撮影、フィルム現像など（30分程度）	5	
85	レントゲン関連操作C	レントゲン撮影、フィルム現像など（1時間程度）	2	
86	レントゲン関連操作D	レントゲン撮影、フィルム現像など（2時間以上）	2	
87	画像撮影装置関連操作A	MRIやCT等の画像撮影装置の操作と画像データの保存等（30分程度）	564	
88	画像撮影装置関連操作B	MRIやCT等の画像撮影装置の操作と画像データの保存等（60分程度）	6	
89	画像撮影装置関連操作C	MRIやCT等の画像撮影装置の操作と画像データの保存等（2時間程度）	103	
90	画像撮影装置関連操作D	MRIやCT等の画像撮影装置の操作と画像データの保存等（3時間以上）	102	
91	気管支鏡観察	気管支鏡を用いて、観察、投与、サンプル採取を行う	14	
92	超音波断層装置関連操作A	超音波診断装置を用いた操作（15分程度）	16	
93	超音波断層装置関連操作B	超音波診断装置を用いた操作（30分程度）	3	
94	超音波断層装置関連操作C	超音波診断装置を用いた操作（1時間程度）	0	
95	超音波断層装置関連操作D	超音波診断装置を用いた操作（2時間以上程度）	0	
96	腹腔鏡関連操作A	腹腔鏡を用いた腹腔内の観察、処置（30分程度）	2	
97	腹腔鏡関連操作B	腹腔鏡を用いた腹腔内の観察、処置（1時間程度）	3	
98	腹腔鏡関連操作C	腹腔鏡を用いた腹腔内の観察、処置（2時間程度）	2	
99	腹腔鏡関連操作D	腹腔鏡を用いた腹腔内の観察、処置（長時間を要する特殊な技術を伴う場合）	2	
100	眼底撮影	眼底カメラを用いて眼底撮影	3	
101	眼圧測定	眼圧計を用いて眼圧測定	2	
102	網膜電位	誘発脳波計を用いて網膜電位の測定	3	
103	心電図、血圧測定	生体モニター装置を用いて肢誘導による心電図計測、非観血的血圧測定	3	
104	皮質脳波測定	誘発脳波計を用いて6誘導による皮質脳波を記録	1	
105	誘発脳波測定	誘発脳波計を用いて聴覚脳幹部誘発電位、光刺激視覚誘発電位、体性感覚誘発電位等の測定	0	
細菌、ウイルス等検査関係				
106	赤痢菌	培養同定検査・抗原同定検査	2	
107	サルモネラ	培養同定検査・抗原同定検査	2	

項番	項目	摘要	数量	入札単価
108	大腸菌抗原同定	培養同定検査・抗原同定検査	2	
109	結核菌	TBGL抗体検査	12	
110	薬剤感受性試験A	1菌種3薬剤	2	
111	薬剤感受性試験B	2菌種3薬剤	2	
112	薬剤感受性試験C	3菌種3薬剤	2	
113	蠕虫卵	ホルマリン・エチル沈殿法	2	
114	赤痢アメーバ	トリクロム染色標本検査	2	
115	ミクロフィラリア	Knott法	2	
116	マラリア	塗抹標本検査	2	
117	MV	麻疹ウイルス；赤血球凝集抑制試験	2	
118	HSV-1	単純ヘルペスウイルス；免疫酵素抗体法	2	
119	BV	Bウイルス；免疫酵素抗体法	2	
120	SIV	サルエイズウイルス；間接蛍光抗体法または免疫酵素抗体法	2	
121	Filo	フィロウイルス：エボラ、マールブルグウイルス；免疫酵素抗体法	2	
122	SRV/D (PCR)	サルD型レトロウイルス；PCR法	2	
123	SRV/D (WB)	サルD型レトロウイルス；ウエスタンブロット法	2	
124	SRV/D (PCR+WB)	サルD型レトロウイルス；PCR法とウエスタンブロット法の両方を行う	2	
125	SVV	サル水痘ウイルス；間接蛍光抗体法または免疫酵素抗体法	2	
126	STLV	サルT細胞白血病ウイルス；免疫酵素抗体法	12	
127	S-EBV	サル伝染性単核症ウイルス；間接蛍光抗体法	2	
128	CMV	サイトメガロウイルス；間接蛍光抗体法または免疫酵素抗体法	2	
129	<i>H. t</i>	ヘルペスタマリヌス；間接蛍光抗体法	2	
130	<i>H. s</i>	ヘルペスサイミリー；間接蛍光抗体法	2	
血液、生化学、尿等検査関係				
131	血算	WBC、RBC、HGB、HCT、PLTなど、15項目程度	2,171	
132	生化学 1項目	TP、ALB、A/G、BUN、GLU、T-CHO、F-CHO、TG、P、Ca、GOT、GPT、ALP、CPK、LDH、Fe、CRP、CRE、T-BIL、D-BIL、I-BIL、Na、K、Clの中から選択	20	
133	生化学 2項目	TP、ALB、A/G、BUN、GLU、T-CHO、F-CHO、TG、P、Ca、GOT、GPT、ALP、CPK、LDH、Fe、CRP、CRE、T-BIL、D-BIL、I-BIL、Na、K、Clの中から選択	20	
134	生化学 3項目	TP、ALB、A/G、BUN、GLU、T-CHO、F-CHO、TG、P、Ca、GOT、GPT、ALP、CPK、LDH、Fe、CRP、CRE、T-BIL、D-BIL、I-BIL、Na、K、Clの中から選択	20	

項番	項目	摘要	数量	入札単価
135	生化学 4項目	TP、ALB、A/G、BUN、GLU、T-CHO、F-CHO、TG、P、Ca、GOT、GPT、ALP、CPK、LDH、Fe、CRP、CRE、T-BIL、D-BIL、I-BIL、Na、K、Clの中から選択	20	
136	生化学 5～7項目	TP、ALB、A/G、BUN、GLU、T-CHO、F-CHO、TG、P、Ca、GOT、GPT、ALP、CPK、LDH、Fe、CRP、CRE、T-BIL、D-BIL、I-BIL、Na、K、Clの中から選択	40	
137	生化学 8～9項目	TP、ALB、A/G、BUN、GLU、T-CHO、F-CHO、TG、P、Ca、GOT、GPT、ALP、CPK、LDH、Fe、CRP、CRE、T-BIL、D-BIL、I-BIL、Na、K、Clの中から選択	40	
138	生化学 10～14項目	TP、ALB、A/G、BUN、GLU、T-CHO、F-CHO、TG、P、Ca、GOT、GPT、ALP、CPK、LDH、Fe、CRP、CRE、T-BIL、D-BIL、I-BIL、Na、K、Clの中から選択	620	
139	生化学 15～19項目	TP、ALB、A/G、BUN、GLU、T-CHO、F-CHO、TG、P、Ca、GOT、GPT、ALP、CPK、LDH、Fe、CRP、CRE、T-BIL、D-BIL、I-BIL、Na、K、Clの中から選択	152	
140	生化学 20項目以上	TP、ALB、A/G、BUN、GLU、T-CHO、F-CHO、TG、P、Ca、GOT、GPT、ALP、CPK、LDH、Fe、CRP、CRE、T-BIL、D-BIL、I-BIL、Na、K、Clの中から選択	112	
141	インシュリン	免疫酵素抗体法	10	
142	HbA1c	ラテックス凝集法	100	
143	血液凝固系検査	PT、APTT、フィブリノーゲン	35	
144	mCG	免疫酵素抗体法	2	
145	CA125	免疫酵素抗体法	10	
146	尿検査	尿検査試験紙による判定、記録	32	
147	血糖値測定	グルコスターを用いてグルコスティックによる血糖値簡易定量	10	
148	糖負荷試験	塩酸ケタミンによる麻酔下で試験前採血および50%グルコース1ml/kg静脈内注射後10、20、30、60、90分後採血	2	
149	血清、血漿分離、保存	10サンプルまでの処理	95	
その他				
150	サンプル送付	検体の梱包、送付準備	23	
151	飼育管理A	非繁殖関連かつ非感染症関連施設において飼育管理支援を依頼することがあった場合を想定（旧世界ザル）。1頭1日あたりの単価。	12	
152	飼育管理B	非繁殖関連かつ感染症関連施設において飼育管理支援を依頼することがあった場合を想定（旧世界ザル）。1頭1日あたりの単価。	37	
153	飼育管理C	繁殖関連施設において飼育管理支援を依頼することがあった場合を想定（旧世界ザル）。1頭1日あたりの単価。	3	
154	飼育管理D	非繁殖関連施設において飼育管理支援を依頼することがあった場合を想定（新世界ザル）。1頭1日あたりの単価。	2	
155	飼育管理E	繁殖関連施設において飼育管理支援を依頼することがあった場合を想定（新世界ザル）。1頭1日あたりの単価。	2	
156	飼育管理F	非繁殖関連施設において飼育管理支援を依頼することがあった場合を想定（ツパイ等を想定した特殊動物）。1頭1日あたりの単価。	2	
157	飼育管理G	繁殖関連施設において飼育管理支援を依頼することがあった場合を想定（ツパイ等を想定した特殊動物）。1頭1日あたりの単価。	2	
158	飼育管理H	非繁殖関連施設において飼育管理支援を依頼することがあった場合を想定（通常の2倍以上の労力を要する特殊管理）。1頭1日あたりの単価。	2	

項番	項目	摘要	数量	入札単価
159	飼育管理I	繁殖関連施設において飼育管理支援を依頼することがあった場合を想定（通常の2倍以上の労力を要する特殊管理）。1頭1日あたりの単価。	2	
160	へパフィルター交換	感染症実験施設アイソレーターへのパフィルター交換作業 1枚あたりの単価	92	
161	人工ほ育A	研究用として支援を受けることがあった場合を想定（旧世界ザル）。調乳と授乳。1頭1日あたりの単価。	2	
162	人工ほ育B	研究用として支援を受けることがあった場合を想定（新世界ザル）。調乳と授乳。1頭1日あたりの単価。	2	
163	人工ほ育C	研究用として支援を受けることがあった場合を想定（ツパイ等を想定した特殊動物）。調乳と授乳。1頭1日あたりの単価。	2	
164	導入検疫A	外部からサルを導入するための検疫があった場合を想定（繁殖関連施設に導入する場合）。1頭あたりの値段。	2	
165	導入検疫B	外部からサルを導入するための検疫があった場合を想定（非繁殖関連施設に導入する場合）。1頭あたりの値段。	2	
166	導入検疫C	外部からサルを導入するための検疫があった場合を想定（非繁殖関連施設に導入する場合で通常の2倍程度の労力を要する技術が伴う場合）。1頭あたりの値段。	3	
167	ラボワークA	実験室での実験サポート（10分程度）	111	
168	ラボワークB	実験室での実験サポート（30分程度）	121	
169	ラボワークC	実験室での実験サポート（1時間程度）	46	
170	ラボワークD	実験室での実験サポート（2時間以上）：1名1時間あたりの値段	56	
171	動物室内実験サポートA	動物室での実験サポート（10分程度）	51	
172	動物室内実験サポートB	動物室での実験サポート（30分程度）	51	
173	動物室内実験サポートC	動物室での実験サポート（1時間程度）	36	
174	動物室内実験サポートD	動物室での実験サポート（2時間以上）：1名1時間あたりの値段	65	
単価計			—	

契 約 書



1. 件 名 医科学研究用霊長類研究支援業務（単価契約）
2. 履 行 場 所 茨城県つくば市八幡台1番地1
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
霊長類医科学研究センター
3. 契 約 期 間 自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日
4. 契 約 金 額 別紙単価表のとおり
（消費税額及び地方消費税額については、毎月ごとの納入数量に契約単価を乗じた金額に10%を乗じて得た金額とする。）
5. 契 約 保 証 金 全 額 免 除

上記について、契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 米田 悦啓（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、次の条項により請負契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（総則）

第2条 乙は、別添仕様書に基づき、頭書の請負金額をもって、頭書の期間中に業務を完全に履行しなければならない。

2 この契約書及び仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

（再委託の禁止）

第3条 乙は、本業務を自ら実施するものとし、甲の事前の書面による同意なくして、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による同意を得て、本業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、乙は、本業務の品質保持、秘密保持および個人情報保護等、本契約に定められる乙の義務と同等の義務を当該第三者に負わせるとともに、その履行を甲に対し保証する。

（特許権等の使用）

第4条 乙は、業務の遂行に特許権等、第三者の権利の対象となっている施行方法を使用する場合には、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（関係諸法令の遵守）

第5条 乙は、実験動物関連の法令及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の各種規程等を遵守し、その一切の責任を負わなければならない。

2 乙は、労働災害の発生に対して、その一切の責任をもたなければならない。

(貸与品、支給品の管理)

第6条 乙は、貸与又は支給された物品等を善良なる管理者の注意をもって管理し、また使用しなければならない。

(管理物件に対する決定権)

第7条 当該業務の遂行上生じる管理物件の消耗破損及び故障の修理は適宜乙がこれを行う。ただし、管理物件の保存、基本修理、施設の取り替えまたは新設については、甲がその修理を決定するものとする。

(損害予防措置等)

第8条 乙は、業務の実施にあたり、医薬基盤・健康・栄養研究所及び第三者に危害等をあたえないよう、未然に防止するための措置をとらなければならない。

2 緊急時の対応として、業務中に事故が発生し、または発生の恐れがあるときは、直ちにこれを防止するための必要な措置をとるとともに早急に甲に連絡し、指示を受けるものとする。

(一般的損害)

第9条 業務履行に関して生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰する事由による場合はこの限りでない。

(甲の所有物の損害)

第10条 業務履行中または業務履行外に甲が所有し、もしくは占有する建物及び物件を損傷した場合は、乙はこれを原状に復し、または、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責に帰する事由による場合はこの限りでない。

(第三者への責任)

第11条 乙は、業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときはその賠償の責を負うものとする。ただし、甲の責に帰する事由による場合はこの限りでない。

(検査)

第12条 甲は、乙が行う業務について、甲の任命する職員に検査を実施させることができる。

2 乙は、前項の検査に合格しないときは、職員の指示するところにより遅滞なく処置しなければならない。

(請負代金の支払)

第13条 乙は、検査に合格した場合は、毎月末毎にとりまとめ、所定の手続きにより請負代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により適法な支払請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならない。

3 前項の支払請求書の内容が不備または不当なため、甲がその理由を明示してこれを乙に返付し、是正を求めたときは、返付の日から是正された支払請求書を受領した日までの期間は前項の期間に算入しない。

(支払遅延利息)

第14条 甲は、自己の責に帰すべき事由により前条の期限内に代金を支払わない場合には、乙に対し、政府契約の支払延滞防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）第8条の規定により計算した額の延滞利息を支払うものとする。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なしに仕様書に定める業務を実施せず、また実施する意思がないと認められたとき。
- 二 乙またはその使用人が甲の行う検査に際し不正な行為を行ったとき。
- 三 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により、契約の目的を達成できないと認められるとき。

2 甲は、履行することができないと認められたときは、直ちに契約を解除することができる。

(乙の解除権)

第16条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- 一 第15条の規定により業務内容を変更したため、頭書の請負金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 その他正当な理由で、かつ、甲がそれを認められたとき。

2 乙は、契約の解除をするときは、その2カ月前に甲に通告しなければならない。

(違約金)

第17条 甲が、第15条により、または乙が前条第2項の通告なしに契約を解除したときは、乙は請負金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期限内に納付しなければならない。

2 前項の違約金は、損害賠償金の予定または一部と解しないものとする。

(解除による物件の引き取り)

第18条 契約を解除した場合において、乙は貸与品、支給品、その他甲の所有に属する物件があるときには、これを甲に返還し、もしくは原状に復すると共に、乙の所有物件は甲の定めた期間内に引き取らなければならない。

2 前項の場合において、乙が正当と認められる理由なしに前項の期間内に乙の所有物件を引き取らず、もしくは原状に復さないときは、甲は乙に代わってその物件を処分し、また原状に復することができる。この場合において、乙は甲のとった措置について異議の申し立てをすることができず、これに要した費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第19条 乙は、この契約に定める義務に違反したことにより甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 第15条の規定に基づいて、甲がこの契約を解除したことにより甲に損害が生じたときは、前項の規定を準用する。

(違約金・賠償金の控除)

第20条 乙が、この契約に基づく違約金または賠償金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲がこの契約に基づき乙に支払うべき金額を控除し、なお不足を生ずるときはさらに追徴する。

(談合等の不正行為に係る解除)

第21条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第22条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその

超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第 23 条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第 24 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第 25 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 26 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 27 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 28 条 甲は、第 2 4 条、第 2 5 条及び第 2 7 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 2 4 条、第 2 5 条及び第 2 7 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 29 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲

に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(協議)

第 30 条 甲乙間に問題又は疑義が生じた場合及びこの契約に定めない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(裁判管轄)

第 31 条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、双方記名捺印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 4 年 月 日

甲 大阪府茨木市彩都あさぎ 7 丁目 6 番 8 号
契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 米田 悦啓

乙

契 約 書



1. 件 名 医科学研究用霊長類研究支援業務（単価契約）
2. 履 行 場 所 茨城県つくば市八幡台1番地1
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
霊長類医科学研究センター
3. 契 約 期 間 自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日
4. 契 約 金 額 別紙単価表のとおり
（消費税額及び地方消費税額については、毎月ごとの納入数量に契約単価を乗じた金額に10%を乗じて得た金額とする。）
5. 契 約 保 証 金 全 額 免 除

上記について、契約担当者 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 霊長類医科学研究センター 保富 康宏（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、次の条項により請負契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（総則）

第2条 乙は、別添仕様書に基づき、頭書の請負金額をもって、頭書の期間中に業務を完全に履行しなければならない。

2 この契約書及び仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

（再委託の禁止）

第3条 乙は、本業務を自ら実施するものとし、甲の事前の書面による同意なくして、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による同意を得て、本業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、乙は、本業務の品質保持、秘密保持および個人情報保護等、本契約に定められる乙の義務と同等の義務を当該第三者に負わせるとともに、その履行を甲に対し保証する。

（特許権等の使用）

第4条 乙は、業務の遂行に特許権等、第三者の権利の対象となっている施行方法を使用する場合には、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（関係諸法令の遵守）

第5条 乙は、実験動物関連の法令及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の各種規程等を遵守し、その一切の責任を負わなければならない。

2 乙は、労働災害の発生に対して、その一切の責任をもたなければならない。

(貸与品、支給品の管理)

第6条 乙は、貸与又は支給された物品等を善良なる管理者の注意をもって管理し、また使用しなければならない。

(管理物件に対する決定権)

第7条 当該業務の遂行上生じる管理物件の消耗破損及び故障の修理は適宜乙がこれを行う。ただし、管理物件の保存、基本修理、施設の取り替えまたは新設については、甲がその修理を決定するものとする。

(損害予防措置等)

第8条 乙は、業務の実施にあたり、医薬基盤・健康・栄養研究所及び第三者に危害等をあたえないよう、未然に防止するための措置をとらなければならない。

2 緊急時の対応として、業務中に事故が発生し、または発生の恐れがあるときは、直ちにこれを防止するための必要な措置をとるとともに早急に甲に連絡し、指示を受けるものとする。

(一般的損害)

第9条 業務履行に関して生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰する事由による場合はこの限りでない。

(甲の所有物の損害)

第10条 業務履行中または業務履行外に甲が所有し、もしくは占有する建物及び物件を損傷した場合は、乙はこれを原状に復し、または、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責に帰する事由による場合はこの限りでない。

(第三者への責任)

第11条 乙は、業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときはその賠償の責を負うものとする。ただし、甲の責に帰する事由による場合はこの限りでない。

(検査)

第12条 甲は、乙が行う業務について、甲の任命する職員に検査を実施させることができる。

2 乙は、前項の検査に合格しないときは、職員の指示するところにより遅滞なく処置しなければならない。

(請負代金の支払)

第13条 乙は、検査に合格した場合は、毎月末毎にとりまとめ、所定の手続きにより請負代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により適法な支払請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならない。

3 前項の支払請求書の内容が不備または不当なため、甲がその理由を明示してこれを乙に返付し、是正を求めたときは、返付の日から是正された支払請求書を受領した日までの期間は前項の期間に算入しない。

(支払遅延利息)

第14条 甲は、自己の責に帰すべき事由により前条の期限内に代金を支払わない場合には、乙に対し、政府契約の支払延滞防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）第8条の規定により計算した額の延滞利息を支払うものとする。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なしに仕様書に定める業務を実施せず、また実施する意思がないと認められたとき。
- 二 乙またはその使用人が甲の行う検査に際し不正な行為を行ったとき。
- 三 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により、契約の目的を達成できないと認められるとき。

2 甲は、履行することができないと認められたときは、直ちに契約を解除することができる。

(乙の解除権)

第16条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- 一 第15条の規定により業務内容を変更したため、頭書の請負金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 その他正当な理由で、かつ、甲がそれを認められたとき。

2 乙は、契約の解除をするときは、その2カ月前に甲に通告しなければならない。

(違約金)

第17条 甲が、第15条により、または乙が前条第2項の通告なしに契約を解除したときは、乙は請負金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期限内に納付しなければならない。

2 前項の違約金は、損害賠償金の予定または一部と解しないものとする。

(解除による物件の引き取り)

第18条 契約を解除した場合において、乙は貸与品、支給品、その他甲の所有に属する物件があるときには、これを甲に返還し、もしくは原状に復すると共に、乙の所有物件は甲の定めた期間内に引き取らなければならない。

2 前項の場合において、乙が正当と認められる理由なしに前項の期間内に乙の所有物件を引き取らず、もしくは原状に復さないときは、甲は乙に代わってその物件を処分し、また原状に復することができる。この場合において、乙は甲のとった措置について異議の申し立てをすることができず、これに要した費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第19条 乙は、この契約に定める義務に違反したことにより甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 第15条の規定に基づいて、甲がこの契約を解除したことにより甲に損害が生じたときは、前項の規定を準用する。

(違約金・賠償金の控除)

第20条 乙が、この契約に基づく違約金または賠償金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲がこの契約に基づき乙に支払うべき金額を控除し、なお不足を生ずるときはさらに追徴する。

(談合等の不正行為に係る解除)

第21条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第22条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその

超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第23条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第25条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第26条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第27条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 28 条 甲は、第 2 4 条、第 2 5 条及び第 2 7 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 2 4 条、第 2 5 条及び第 2 7 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 29 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲

に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(協議)

第 30 条 甲乙間に問題又は疑義が生じた場合及びこの契約に定めない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(裁判管轄)

第 31 条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

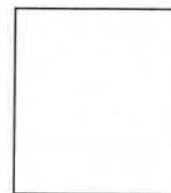
この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、双方記名捺印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 4 年 月 日

甲 茨城県つくば市八幡台 1 番地 1
契約担当者
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
霊長類医科学研究センター 保富 康宏

乙

契 約 書



1. 件 名 医科学研究用霊長類研究支援業務（単価契約）
2. 履 行 場 所 茨城県つくば市八幡台1番地1
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
霊長類医科学研究センター
3. 契 約 期 間 自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日
4. 契 約 金 額 別紙単価表のとおり
（消費税額及び地方消費税額については、毎月ごとの納入数量に契約単価を乗じた金額に10%を乗じて得た金額とする。）
5. 契 約 保 証 金 全 額 免 除

上記について、契約担当者 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 霊長類医科学研究センター 下澤 律浩（以下「甲」という。）と、 （以下「乙」という。）とは、次の条項により請負契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（総則）

第2条 乙は、別添仕様書に基づき、頭書の請負金額をもって、頭書の期間中に業務を完全に履行しなければならない。

2 この契約書及び仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

（再委託の禁止）

第3条 乙は、本業務を自ら実施するものとし、甲の事前の書面による同意なくして、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による同意を得て、本業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、乙は、本業務の品質保持、秘密保持および個人情報保護等、本契約に定められる乙の義務と同等の義務を当該第三者に負わせるとともに、その履行を甲に対し保証する。

（特許権等の使用）

第4条 乙は、業務の遂行に特許権等、第三者の権利の対象となっている施行方法を使用する場合には、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（関係諸法令の遵守）

第5条 乙は、実験動物関連の法令及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の各種規程等を遵守し、その一切の責任を負わなければならない。

2 乙は、労働災害の発生に対して、その一切の責任をもたなければならない。

(貸与品、支給品の管理)

第6条 乙は、貸与又は支給された物品等を善良なる管理者の注意をもって管理し、また使用しなければならない。

(管理物件に対する決定権)

第7条 当該業務の遂行上生じる管理物件の消耗破損及び故障の修理は適宜乙がこれを行う。ただし、管理物件の保存、基本修理、施設の取り替えまたは新設については、甲がその修理を決定するものとする。

(損害予防措置等)

第8条 乙は、業務の実施にあたり、医薬基盤・健康・栄養研究所及び第三者に危害等をあたえないよう、未然に防止するための措置をとらなければならない。

2 緊急時の対応として、業務中に事故が発生し、または発生の恐れがあるときは、直ちにこれを防止するための必要な措置をとるとともに早急に甲に連絡し、指示を受けるものとする。

(一般的損害)

第9条 業務履行に関して生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰する事由による場合はこの限りでない。

(甲の所有物の損害)

第10条 業務履行中または業務履行外に甲が所有し、もしくは占有する建物及び物件を損傷した場合は、乙はこれを原状に復し、または、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責に帰する事由による場合はこの限りでない。

(第三者への責任)

第11条 乙は、業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときはその賠償の責を負うものとする。ただし、甲の責に帰する事由による場合はこの限りでない。

(検査)

第12条 甲は、乙が行う業務について、甲の任命する職員に検査を実施させることができる。

2 乙は、前項の検査に合格しないときは、職員の指示するところにより遅滞なく処置しなければならない。

(請負代金の支払)

第13条 乙は、検査に合格した場合は、毎月末毎にとりまとめ、所定の手続きにより請負代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により適法な支払請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならない。

3 前項の支払請求書の内容が不備または不当なため、甲がその理由を明示してこれを乙に返付し、是正を求めたときは、返付の日から是正された支払請求書を受領した日までの期間は前項の期間に算入しない。

(支払遅延利息)

第14条 甲は、自己の責に帰すべき事由により前条の期限内に代金を支払わない場合には、乙に対し、政府契約の支払延滞防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）第8条の規定により計算した額の延滞利息を支払うものとする。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なしに仕様書に定める業務を実施せず、また実施する意思がないと認められたとき。
- 二 乙またはその使用人が甲の行う検査に際し不正な行為を行ったとき。
- 三 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により、契約の目的を達成できないと認められるとき。

2 甲は、履行することができないと認められたときは、直ちに契約を解除することができる。

(乙の解除権)

第16条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- 一 第15条の規定により業務内容を変更したため、頭書の請負金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 その他正当な理由で、かつ、甲がそれを認められたとき。

2 乙は、契約の解除をするときは、その2カ月前に甲に通告しなければならない。

(違約金)

第17条 甲が、第15条により、または乙が前条第2項の通告なしに契約を解除したときは、乙は請負金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期限内に納付しなければならない。

2 前項の違約金は、損害賠償金の予定または一部と解しないものとする。

(解除による物件の引き取り)

第18条 契約を解除した場合において、乙は貸与品、支給品、その他甲の所有に属する物件があるときには、これを甲に返還し、もしくは原状に復すると共に、乙の所有物件は甲の定めた期間内に引き取らなければならない。

2 前項の場合において、乙が正当と認められる理由なしに前項の期間内に乙の所有物件を引き取らず、もしくは原状に復さないときは、甲は乙に代わってその物件を処分し、また原状に復することができる。この場合において、乙は甲のとった措置について異議の申し立てをすることができないと共に、これに要した費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第19条 乙は、この契約に定める義務に違反したことにより甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 第15条の規定に基づいて、甲がこの契約を解除したことにより甲に損害が生じたときは、前項の規定を準用する。

(違約金・賠償金の控除)

第20条 乙が、この契約に基づく違約金または賠償金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲がこの契約に基づき乙に支払うべき金額を控除し、なお不足を生ずるときはさらに追徴する。

(談合等の不正行為に係る解除)

第21条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第22条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の10.0分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその

超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第23条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第25条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第26条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第27条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 28 条 甲は、第 2 4 条、第 2 5 条及び第 2 7 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 2 4 条、第 2 5 条及び第 2 7 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 29 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲

に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(協議)

第 30 条 甲乙間に問題又は疑義が生じた場合及びこの契約に定めない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(裁判管轄)

第 31 条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、双方記名捺印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 4 年 月 日

甲 茨城県つくば市八幡台 1 番地 1
契約担当者
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
霊長類医科学研究センター 下澤 律浩

乙

契 約 書



1. 件 名 医科学研究用霊長類研究支援業務（単価契約）
2. 履 行 場 所 茨城県つくば市八幡台1番地1
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
霊長類医科学研究センター
3. 契 約 期 間 自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日
4. 契 約 金 額 別紙単価表のとおり
（消費税額及び地方消費税額については、毎月ごとの納入数量に契約単価を乗じた金額に10%を乗じて得た金額とする。）
5. 契 約 保 証 金 全 額 免 除

上記について、契約担当者 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 霊長類医科学研究センター 山川 奈津子（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、次の条項により請負契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（総則）

第2条 乙は、別添仕様書に基づき、頭書の請負金額をもって、頭書の期間中に業務を完全に履行しなければならない。

2 この契約書及び仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

（再委託の禁止）

第3条 乙は、本業務を自ら実施するものとし、甲の事前の書面による同意なくして、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による同意を得て、本業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、乙は、本業務の品質保持、秘密保持および個人情報保護等、本契約に定められる乙の義務と同等の義務を当該第三者に負わせるとともに、その履行を甲に対し保証する。

（特許権等の使用）

第4条 乙は、業務の遂行に特許権等、第三者の権利の対象となっている施行方法を使用する場合には、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（関係諸法令の遵守）

第5条 乙は、実験動物関連の法令及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の各種規程等を遵守し、その一切の責任を負わなければならない。

2 乙は、労働災害の発生に対して、その一切の責任をもたなければならない。

(貸与品、支給品の管理)

第6条 乙は、貸与又は支給された物品等を善良なる管理者の注意をもって管理し、また使用しなければならない。

(管理物件に対する決定権)

第7条 当該業務の遂行上生じる管理物件の消耗破損及び故障の修理は適宜乙がこれを行う。ただし、管理物件の保存、基本修理、施設の取り替えまたは新設については、甲がその修理を決定するものとする。

(損害予防措置等)

第8条 乙は、業務の実施にあたり、医薬基盤・健康・栄養研究所及び第三者に危害等をあたえないよう、未然に防止するための措置をとらなければならない。

2 緊急時の対応として、業務中に事故が発生し、または発生の恐れがあるときは、直ちにこれを防止するための必要な措置をとるとともに早急に甲に連絡し、指示を受けるものとする。

(一般的損害)

第9条 業務履行に関して生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰する事由による場合はこの限りでない。

(甲の所有物の損害)

第10条 業務履行中または業務履行外に甲が所有し、もしくは占有する建物及び物件を損傷した場合は、乙はこれを原状に復し、または、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責に帰する事由による場合はこの限りでない。

(第三者への責任)

第11条 乙は、業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときはその賠償の責を負うものとする。ただし、甲の責に帰する事由による場合はこの限りでない。

(検査)

第12条 甲は、乙が行う業務について、甲の任命する職員に検査を実施させることができる。

2 乙は、前項の検査に合格しないときは、職員の指示するところにより遅滞なく処置しなければならない。

(請負代金の支払)

第13条 乙は、検査に合格した場合は、毎月末毎にとりまとめ、所定の手続きにより請負代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により適法な支払請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならない。

3 前項の支払請求書の内容が不備または不当なため、甲がその理由を明示してこれを乙に返付し、是正を求めたときは、返付の日から是正された支払請求書を受領した日までの期間は前項の期間に算入しない。

(支払遅延利息)

第14条 甲は、自己の責に帰すべき事由により前条の期限内に代金を支払わない場合には、乙に対し、政府契約の支払延滞防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）第8条の規定により計算した額の延滞利息を支払うものとする。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なしに仕様書に定める業務を実施せず、また実施する意思がないと認めるとき。
- 二 乙またはその使用人が甲の行う検査に際し不正な行為を行ったとき。
- 三 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により、契約の目的を達成できないと認められるとき。

2 甲は、履行することができないと認めるときは、直ちに契約を解除することができる。

(乙の解除権)

第16条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- 一 第15条の規定により業務内容を変更したため、頭書の請負金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 その他正当な理由で、かつ、甲がそれを認めるとき。

2 乙は、契約の解除をするときは、その2カ月前に甲に通告しなければならない。

(違約金)

第17条 甲が、第15条により、または乙が前条第2項の通告なしに契約を解除したときは、乙は請負金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期限内に納付しなければならない。

2 前項の違約金は、損害賠償金の予定または一部と解しないものとする。

(解除による物件の引き取り)

第18条 契約を解除した場合において、乙は貸与品、支給品、その他甲の所有に属する物件があるときには、これを甲に返還し、もしくは原状に復すると共に、乙の所有物件は甲の定めた期間内に引き取らなければならない。

2 前項の場合において、乙が正当と認められる理由なしに前項の期間内に乙の所有物件を引き取らず、もしくは原状に復さないときは、甲は乙に代わってその物件を処分し、また原状に復することができる。この場合において、乙は甲のとった措置について異議の申し立てをすることができず、これに要した費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第19条 乙は、この契約に定める義務に違反したことにより甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 第 15 条の規定に基づいて、甲がこの契約を解除したことにより甲に損害が生じたときは、前項の規定を準用する。

(違約金・賠償金の控除)

第 20 条 乙が、この契約に基づく違約金または賠償金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲がこの契約に基づき乙に支払うべき金額を控除し、なお不足を生ずるときはさらに追徴する。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 21 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 2 第 13 項又は第 16 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 22 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第 66 条第 4 項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第 66 条第 4 項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 3 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその

超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第23条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第25条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第26条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第27条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 28 条 甲は、第 24 条、第 25 条及び第 27 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 24 条、第 25 条及び第 27 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 29 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲

に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(協議)

第 30 条 甲乙間に問題又は疑義が生じた場合及びこの契約に定めない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(裁判管轄)

第 31 条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、双方記名捺印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 4 年 月 日

甲 茨城県つくば市八幡台 1 番地 1
契約担当者
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
霊長類医科学研究センター 山川 奈津子

乙

契 約 書



1. 件 名 医科学研究用霊長類研究支援業務（単価契約）
2. 履 行 場 所 茨城県つくば市八幡台1番地1
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
霊長類医科学研究センター
3. 契 約 期 間 自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日
4. 契 約 金 額 別紙単価表のとおり
（消費税額及び地方消費税額については、毎月ごとの納入数量に契約単価を乗じた金額に10%を乗じて得た金額とする。）
5. 契 約 保 証 金 全 額 免 除

上記について、契約担当者 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 霊長類医科学研究センター 浦野 恵美子（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、次の条項により請負契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（総則）

第2条 乙は、別添仕様書に基づき、頭書の請負金額をもって、頭書の期間中に業務を完全に履行しなければならない。

2 この契約書及び仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

（再委託の禁止）

第3条 乙は、本業務を自ら実施するものとし、甲の事前の書面による同意なくして、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による同意を得て、本業務の全部または一部を第三者に再委託する場合、乙は、本業務の品質保持、秘密保持および個人情報保護等、本契約に定められる乙の義務と同等の義務を当該第三者に負わせるとともに、その履行を甲に対し保証する。

（特許権等の使用）

第4条 乙は、業務の遂行に特許権等、第三者の権利の対象となっている施行方法を使用する場合には、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（関係諸法令の遵守）

第5条 乙は、実験動物関連の法令及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の各種規程等を遵守し、その一切の責任を負わなければならない。

2 乙は、労働災害の発生に対して、その一切の責任をもたなければならない。

(貸与品、支給品の管理)

第6条 乙は、貸与又は支給された物品等を善良なる管理者の注意をもって管理し、また使用しなければならない。

(管理物件に対する決定権)

第7条 当該業務の遂行上生じる管理物件の消耗破損及び故障の修理は適宜乙がこれを行う。ただし、管理物件の保存、基本修理、施設の取り替えまたは新設については、甲がその修理を決定するものとする。

(損害予防措置等)

第8条 乙は、業務の実施にあたり、医薬基盤・健康・栄養研究所及び第三者に危害等をあたえないよう、未然に防止するための措置をとらなければならない。

2 緊急時の対応として、業務中に事故が発生し、または発生の恐れがあるときは、直ちにこれを防止するための必要な措置をとるとともに早急に甲に連絡し、指示を受けるものとする。

(一般的損害)

第9条 業務履行に関して生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰する事由による場合はこの限りでない。

(甲の所有物の損害)

第10条 業務履行中または業務履行外に甲が所有し、もしくは占有する建物及び物件を損傷した場合は、乙はこれを原状に復し、または、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責に帰する事由による場合はこの限りでない。

(第三者への責任)

第11条 乙は、業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときはその賠償の責を負うものとする。ただし、甲の責に帰する事由による場合はこの限りでない。

(検査)

第12条 甲は、乙が行う業務について、甲の任命する職員に検査を実施させることができる。

2 乙は、前項の検査に合格しないときは、職員の指示するところにより遅滞なく処置しなければならない。

(請負代金の支払)

第13条 乙は、検査に合格した場合は、毎月末毎にとりまとめ、所定の手続きにより請負代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により適法な支払請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならない。

3 前項の支払請求書の内容が不備または不当なため、甲がその理由を明示してこれを乙に返付し、是正を求めたときは、返付の日から是正された支払請求書を受領した日までの期間は前項の期間に算入しない。

(支払遅延利息)

第14条 甲は、自己の責に帰すべき事由により前条の期限内に代金を支払わない場合には、乙に対し、政府契約の支払延滞防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）第8条の規定により計算した額の延滞利息を支払うものとする。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なしに仕様書に定める業務を実施せず、また実施する意思がないと認めたととき。
- 二 乙またはその使用人が甲の行う検査に際し不正な行為を行ったとき。
- 三 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により、契約の目的を達成できないと認められるとき。

2 甲は、履行することができないと認めたとときは、直ちに契約を解除することができる。

(乙の解除権)

第16条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- 一 第15条の規定により業務内容を変更したため、頭書の請負金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 その他正当な理由で、かつ、甲がそれを認めたととき。

2 乙は、契約の解除をするときは、その2カ月前に甲に通告しなければならない。

(違約金)

第17条 甲が、第15条により、または乙が前条第2項の通告なしに契約を解除したときは、乙は請負金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期限内に納付しなければならない。

2 前項の違約金は、損害賠償金の予定または一部と解しないものとする。

(解除による物件の引き取り)

第18条 契約を解除した場合において、乙は貸与品、支給品、その他甲の所有に属する物件があるときには、これを甲に返還し、もしくは原状に復すると共に、乙の所有物件は甲の定めた期間内に引き取らなければならない。

2 前項の場合において、乙が正当と認められる理由なしに前項の期間内に乙の所有物件を引き取らず、もしくは原状に復さないときは、甲は乙に代わってその物件を処分し、また原状に復することができる。この場合において、乙は甲のとった措置について異議の申し立てをすることができず、これに要した費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第19条 乙は、この契約に定める義務に違反したことにより甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 第15条の規定に基づいて、甲がこの契約を解除したことにより甲に損害が生じたときは、前項の規定を準用する。

(違約金・賠償金の控除)

第20条 乙が、この契約に基づく違約金または賠償金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲がこの契約に基づき乙に支払うべき金額を控除し、なお不足を生ずるときはさらに追徴する。

(談合等の不正行為に係る解除)

第21条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第22条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその

超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第 23 条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第 24 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第 25 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 26 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 27 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 28 条 甲は、第 2 4 条、第 2 5 条及び第 2 7 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第 2 4 条、第 2 5 条及び第 2 7 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 29 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(協議)

第 30 条 甲乙間に問題又は疑義が生じた場合及びこの契約に定めない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(裁判管轄)

第 31 条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、双方記名捺印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 4 年 月 日

甲 茨城県つくば市八幡台 1 番地 1
契約担当者
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
霊長類医科学研究センター 浦野 恵美子

乙

記載要領

入 札 書

1. 入 札 件 名 ○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額 ¥ _____

入札の条件・入札説明、契約書(案)を熟知し、仕様書に従って履行するものと
し、頭書の金額を入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所 【記載要領】(2)及び
 (3)の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 米田 悦啓 殿

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

霊長類医科学研究センター 保富 康宏 殿 下澤 律浩 殿

山川 奈津 殿 浦野 恵美子 殿

【 記 載 要 領 】

- (1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1: 契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2: 契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

- (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」	
(競争参加者)	
住 所	大阪市○○○○○○○○
氏 名	株式会社 □□□□ 大阪支店
	代表取締役 △△ △△
代 理 人	○○ ○○ 印
「例2:契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」	
(競争参加者)	
住 所	東京都○○○○○○○○
氏 名	株式会社 □□□□
	代表取締役 △△ △△
復代理人	○○ ○○ 印

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表面）

令和〇〇年〇月〇日 開札

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 入札書在中

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 米田 悦啓 殿

契約担当者

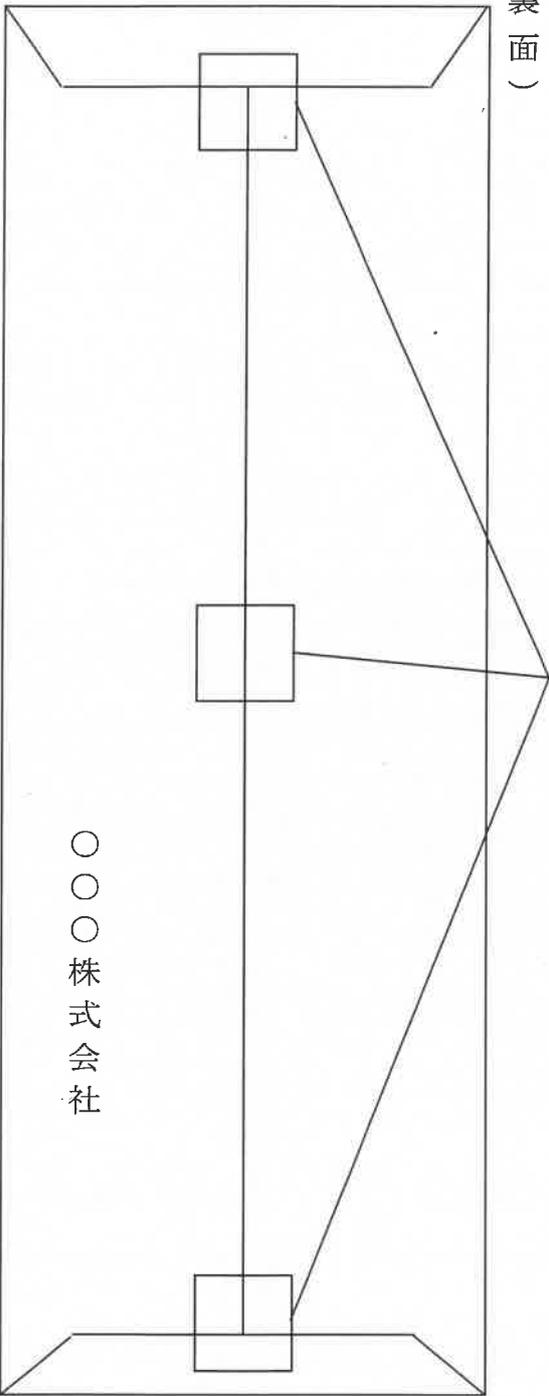
国立研究開発法医薬基盤・健康・栄養研究所
霊長類医学研究センター

保富 康宏 殿
下澤 律浩 殿
山川 奈津子 殿
浦野 恵美子 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）



入札辞退届

件名：医科学研究用霊長類研究支援業務（単価契約）

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 米田 悦啓 殿

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

霊長類医科学研究センター 保富 康宏 殿

山川 奈津子 殿

下澤 律浩 殿

浦野 恵美子 殿

入札者

住所

氏名(社名)

委 任 状

私は、 を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

委任事項

令和4年3月2日開札 件名「医科学研究用霊長類研究支援業務（単価契約）」の競争入札に関する一切の権限を委任いたします。

代 理 人

氏 名

印

令和 年 月 日

委 任 者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 米田 悦啓 殿

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
霊長類医科学研究センター 保富 康宏 殿 下澤 律浩 殿
山川 奈津子 殿 浦野 恵美子 殿

年 間 委 任 状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

記

1. 見積、入札及び契約の締結に関すること。(契約の変更、解除に関することを含む)
2. 契約物件の納入及び取下げに関すること。
3. 契約代金の請求及び受領に関すること。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。
【工事契約以外の場合は除く】
(ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。)

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 米田 悦啓 殿

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
霊長類医科学研究センター 保富 康宏 殿 下澤 律浩 殿
山川 奈津子 殿 浦野 恵美子 殿

委任者

本社・本店所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：医科学研究用霊長類研究支援業務（単価契約）

ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒305-0843

茨城県つくば市八幡台1-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所霊長類医科学研究センター

総務部筑波総務課庶務係

提出先メールアドレス 加藤：katou-kuni-ji@nibiohn.go.jp

内田：ushinya@nibiohn.go.jp

期限について

ご担当者連絡先・質疑書：令和4年2月15日（火）17時00分まで

競争参加資格確認関係書類：令和4年2月28日（月）17時00分まで

入札書：令和4年3月1日（火）17時00分まで

開札日の日時：令和4年3月2日（水）10時30分

入札参加改善に向けたアンケート

案件名	医科学研究用霊長類研究支援業務（単価契約）
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか <input type="checkbox"/> 1 特に問題はなかった <input type="checkbox"/> 2 期間が短かった (具体的な必要期間: _____)
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> をお願いいたします。	<input type="checkbox"/> 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 <input type="checkbox"/> 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 <input type="checkbox"/> 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務: _____) <input type="checkbox"/> 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 <input type="checkbox"/> 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績: _____) <input type="checkbox"/> 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 <input type="checkbox"/> 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 <input type="checkbox"/> 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 <input type="checkbox"/> 9 その他:自由記載 <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div>
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございました。